

主要事業に係る用地取得の状況の公表に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県土整備部が所管する主要事業に係る用地取得の状況の公表に関し必要な事項を定め、公共事業の施行者としての説明責任を果たし、もって事業の進行管理の適正化を図るものである。

(公表の対象となる主要事業)

第2条 公表の対象となる主要事業は、土地収用法第3条各号の一に掲げるものに関する県土整備部所管の事業で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、事業期間が3年以内である小規模な事業は対象外とする。

- 一 事業認定申請単位（公益性を発揮できる最小の事業区域をいう。ただし、都市計画法第59条第2項の認可を受けて施行する事業にあつては、その事業地をいう。以下同じ。）における用地取得率（土地所有者及び関係人の全体数に対する契約済みの土地所有者及び関係人数の割合をいう。以下同じ。）が80%に達したもの。
- 二 事業認定申請単位において、すべての土地所有者及び関係人との用地交渉を開始してから3年を経過したもの。
- 三 前二号には該当しないが、所長が必要と判断したもの。

(公表内容)

第3条 事業認定申請単位ごとに、次に定める事項を公表する。

- 一 事業名称
- 二 用地交渉を開始した時期
- 三 用地取得率
- 四 着工予定時期
- 五 完成見込時期

(公表方法)

第4条 公表方法は、県土整備部の各地域機関（総合技術センターを除く。）のホームページに掲載するものとする。

(更新)

第5条 毎年4月及び10月に更新するものとする。

附 則

この要綱は、平成16年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。